

# マンスリー・レビュー

2019.9



三井住友銀行

企画  
編集 日本総合研究所

## CONTENTS

視点	米国に翻ろうされる原油市場 日本総合研究所 調査部 藤山光雄 …	1
経済トピックス	わが国輸出の先行きをどうみるか 日本総合研究所 調査部 村瀬拓人 …	2
社会トピックス①	男性の育児休業取得の現状と課題 日本総合研究所 調査部 池本美香 …	4
社会トピックス②	利用が拡大するわが国の在宅医療 日本総合研究所 調査部 飛田英子 …	6
アジアトピックス	正念場を迎えた文政権の所得主導成長政策 日本総合研究所 調査部 成瀬道紀 …	8
データアイ	消費増税による消費行動の変化 日本総合研究所 調査部 室元翔太 …	10
KEY INDICATORS	.....	12

-----

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願い致します。本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

-----

## 米国に翻ろうされる原油市場

OPEC（石油輸出国機構）にロシアなどのOPEC非加盟産油国を加えた「OPECプラス」は、7月1日に開催したOPEC総会および翌日の閣僚会合で、6月末で期限を迎えた原油の協調減産を、2020年3月末まで延長することを決定しました。

OPECプラスによる協調減産の期間や減産幅の決定は原油市場に与える影響が大きく、とりわけ、有力産油国であるサウジアラビアやロシアの動向に注目が集まります。ただし、OPECプラスでの議論の行方が世界の原油需給バランスによって左右されるという意味では、今回の会合の陰の主役はOPECプラスに属さない米国であったといえます。

実際、近年の原油市場では、需給両面において直接的あるいは間接的に米国の行動が及ぼす影響が強まっています。

まず、需要面についてみると、トランプ政権の保護主義姿勢の強まりが世界経済の重しとなり、原油需要の抑制につながるとの懸念が高まっています。とりわけ、米国と中国の原油消費量は合わせて世界の3分の1を占めているため、米中貿易摩擦の深刻化によって両国の景気悪化が進めば、世界の原油需要の大幅な落ち込みを招きかねません。

次に、供給面では、2010年代に入り、米国の原油生産量が急増しています。掘削手法の技術革新を受けたシェールオイルの開発を背景に、長らく減少傾向が続いていた米国の原油生産量は2009年以降増加に転じました。トランプ政権による環境規制の緩和なども追い風となり、米国は近年、ロシアやサウジアラビアを上回る世界最大の産油国となっています。

一方、世界の原油供給の抑制に作用しているのが、トランプ政権によるイランやベネズエラに対する制裁です。トランプ政権は、オバマ前大統領時代にまとめられたイランとの核合意を破棄し、原油の禁輸措置を再開しました。この結果、イランの原油生産量が急減しているほか、米国とイランの対立を受けた中東情勢の緊迫化が、他の中東産原油への供給懸念につながっています。また、米国はベネズエラのマドゥロ政権への制裁を強化しており、同国内の政情不安や経済的な混乱が相まって、ベネズエラの産油量も大幅に減少しています。

さらに、米国の中央銀行であるFRBの金融政策が原油市場に与える影響も無視出来ません。FRBは、貿易摩擦などを巡る不確実性の増大による景気の下振れを回避するため、7月末の会合で利下げに踏み切り、金融緩和姿勢に転じています。一般的に、緩和的な金融環境は投資家のリスク選好度合いを高め、原油市場への資金流入ひいては原油価格の上昇を招きやすくなります。

以上のように、米国の動きは、原油価格に対して強弱双方向の影響が混在しています。加えて、トランプ大統領の通商・外交政策は唐突で予見しづらいことから、当面、原油市場は米国の動向に翻ろうされる状況が続きそうです。（藤山）

## わが国輸出の先行きをどうみるか

最近のわが国の輸出は、弱い動きが続いています。貿易統計によると、2019年6月の輸出金額は前年比▲6.6%と、7カ月連続で減少しました。10月実施予定の消費税率の引き上げが国内需要の押し下げ要因となることが見込まれるなか、このまま輸出の減少が長引けば、わが国の景気回復基調が損なわれるリスクがあります。そこで以下では、輸出減少の背景を整理したうえで、先行きを展望しました。

### 資本財と情報関連財が減少

物価や為替変動の影響を除いた実質輸出を品目別にみると、足元では、生産機械などの資本財と、電子部品や半導体製造装置といった情報関連財の輸出が大きく落ち込んでいます。2019年4～6月期の実質輸出は、前年比▲2.9%減少しましたが、そのうち、資本財の寄与度が▲1.7%ポイント、情報関連財の寄与度が▲1.0%ポイントと、これら二つの品目で減少分の9割以上が説明出来ます(図表1)。

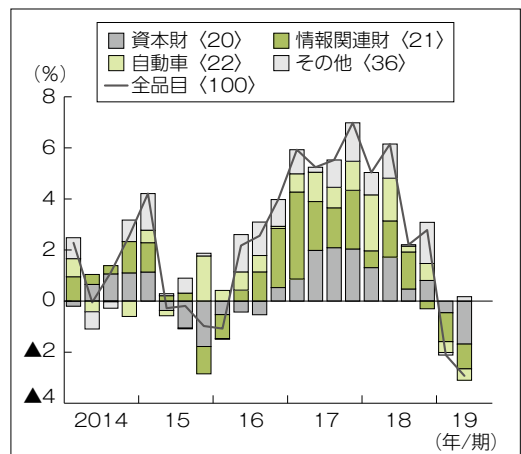
減少の背景として、まず資本財は、中国の民間投資の低迷が影響しています。資本財輸出を地域別にみると、堅調な成長が続く米国向けは増加傾向が続く一方、アジア向けの減少が目立ちます。とりわけ、資本財輸出全体の4分の1を占める中国向けが、2019年上期に前年比▲13.7%と、全地域(同▲7.3%)を大きく上回る減少となりました。中国政府のデレバレッジ政策や米中貿易摩擦の先行き不透明感などを背景に、昨年秋以降、中国の民間投資は急減速しており、その結果、わが国からの工作機械や産業用ロボットなどの輸出が減少しています。

次に、情報関連財の減少は、世界的なIT需要の下振れを反映しています。とりわけ、アジアにおける携帯電話販売の不振が、わが国の輸出を下押ししています。2019年1～3月期のアジアの携帯電話販売台数は、前年比▲13.9%減少しました。とくに、わが国メーカーが電子部品を供給するハイエンドに属するスマートフォンの販売が低迷したため、わが国輸出への影響が大きくなりました。わが国の電子部品・デバイス類の実質輸出を品目別にみても、通信機(部品)や液晶デバイスなど携帯電話と関連の強い品目の減少が目立っています。

### 輸出は持ち直しへ

もともと、足元では、政府の景気対策を受け中国の民間投資に下げ止まりの動きがみられるほか、世界的なIT需要にも底入れの兆しが出てきています。このため、わが国からの輸出も、回復に転じる

図表1 実質輸出の寄与度分解(前年比)



(資料) 財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」を基に日本総合研究所作成  
(注) 〈 〉は2018年の輸出シェア。

見込みです。

中国の動向についてみると、景気減速が明確化して以降、政府は景気の底割れを回避するため、引き締め気味の財政・金融政策スタンスを大きく転換しました。大手金融機関の預金準備率を段階的に引き下げたほか、個人向け・法人向けの所得減税やインフラ投資の拡大などの景気刺激策を矢継ぎ早に打ち出しています。こうした政策対応を受け、中国企業の設備投資マインドも、足元で持ち直しています。実際、6月の中国の民間固定資産投資は前年比+5.7%と、8カ月ぶりに増勢が加速しました。

一方、世界的なIT需要について、代表指標であるWSTS（世界半導体市場統計）の世界半導体出荷額をみると、2019年入り後、月を追って減少幅が縮小しています。こうした動きは、アジアにおける携帯電話の最大市場である中国で、販売台数が持ち直しに転じたことに加え、AI、IoT、車載関連など新分野での需要拡大を反映しています。足元の在庫調整が一巡すれば、IT需要も再び増加に転じる見込みです。

### 力強い拡大は期待薄

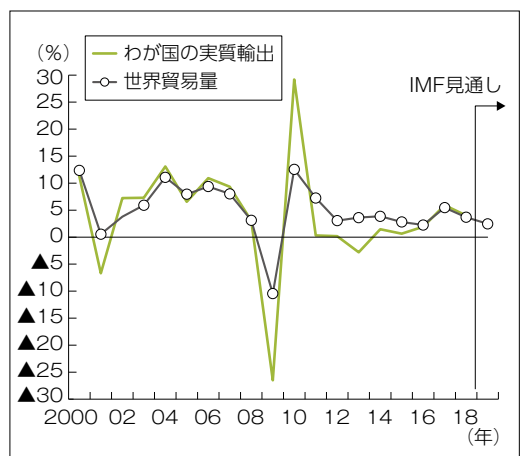
しかしながら、世界景気が全般的に勢いを欠くなか、輸出が力強く拡大していく展開は期待しにくくなっています。実際、7月に公表されたIMFの世界経済見通しによると、2019年の世界貿易の伸びは前年比+2.5%と、過去2年（2017年：同+5.5%、2018年：同+3.7%）に比べ減速する見込みです（図表2）。とりわけ、米中貿易戦争の長期化や英国のEU離脱問題、中東情勢の緊迫化など、世界経済

の先行き不透明感が高まるなか、企業が投資活動を抑制する可能性が大きいため、わが国からの輸出にも資本財を中心にマイナス影響が及ぶとみられます。

さらに、米国との物品貿易協定（TAG）の行方にも注意が必要です。2020年の大統領選挙を意識し、トランプ政権が保護主義的な貿易スタンスを一段と強める恐れがあり、対中国にとどまらず、わが国に対し、自動車輸出の数量規制など貿易赤字の是正措置を求めてくる可能性も否定出来ません。

以上を踏まえれば、輸出は回復に転じるものの、景気をけん引するような力強さは期待しにくいといえます。このように外需にあまり期待が出来ないなか、景気回復をより確かなものにしていくためには、規制改革や成長戦略の着実な実施を通じ、内需のけん引力を一段と強化する必要があります。（村瀬）

図表2 世界貿易量とわが国の実質輸出（前年比）



（資料）財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」、IMF [World Economic Outlook Update, July 2019] を基に日本総合研究所作成。

## ■ 男性の育児休業取得の現状と課題

男性の育児休業（以下、「育休」）取得に注目が集まっています。本年6月、自民党の議員連盟が育休取得義務化などの提言を安倍首相に提出し、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2019」に「男性の育児休業取得を一層強力に促進」と盛り込まれました。以下では、男性の育休取得の現状と、注目が集まる背景、政府の取り組みを整理しました。

### 男性の育休取得の現状

育休は、1991年制定の育児・介護休業法に基づき、労働者に取得が認められるようになりました。その後の法改正を経て、現在では男女とも子どもが1歳になるまで、妻が専業主婦の男性も取得することが出来ます。育休は労働者の権利であり、事業主は労働者からの申請に応じて休業させる義務があります。

雇用保険の被保険者が育休を取得した場合、休業中に休業開始時の賃金月額の67%（育休開始から6カ月経過後は50%）の育児休業給付金が支給されます。育休期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）も免除されるため、手取り賃金ベースでは、休業前の約8割が保障されます。

もっとも、男性の育休取得の現状ははかばかしくありません。政府は2007年に「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を定め、2020年に達成を期す各種の数値目標を設定しました。目標年が近づくなか、女性の就業率などは目標達成が見込まれる一方で、男性の育休取得率や6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間については、達成が困難な状況です（図表1）。具体的には、男性の育休取得率の目標は2020年に13%ですが、2018年時点で6.16%と半分未満の水

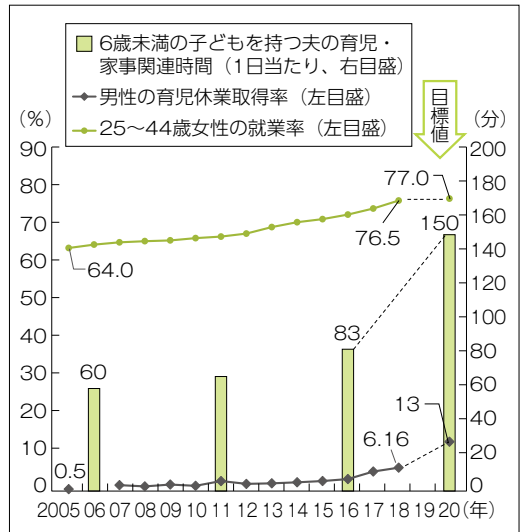
準です。取得期間についても女性では「10カ月以上」が6割を超えるのに対して、男性では「5日未満」が過半数を占めています。

その根底には、仕事や男女の役割に対する従来型の価値観の存在が指摘出来ます。男性新入社員の約8割が「子どもが生まれたときには、育休を取得したい」（日本生産性本部「2017年度新入社員秋の意識調査」）と考えるなど意識の変化はみられるものの、実際には、取得しづらい雰囲気、業務繁忙、キャリアへの悪影響などの理由で、希望どおり取得できていない実態（内閣府「2017年度少子化社会対策白書」）があります。

### 男性の育休が注目される背景

男性の育休が注目を集める背景の一つには、少子化対策としての期待がありま

図表1 男性の育児休業取得率の推移



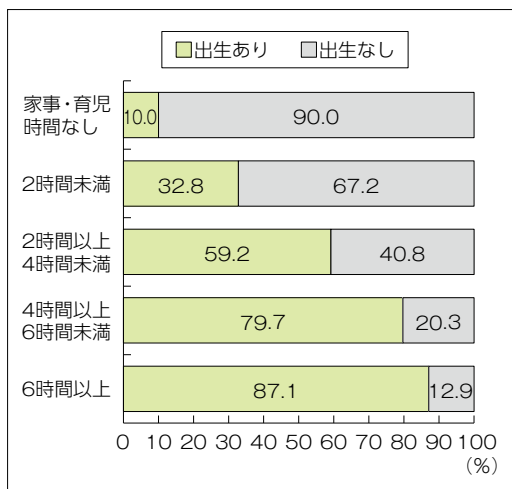
（資料）仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2018」を基に日本総合研究所作成

（注）民間企業。2011年は岩手・宮城・福島を除く全国。

す。近年、出生数は年を追うごとに過去最低を更新しています。そうしたなかにおいても、夫が家事・育児を長時間している夫婦の方が、第2子以降が誕生する割合が高いという調査結果が示されています（図表2）。また、出産した母親の10人に1人に産後うつ症状が表れるという調査結果もあり、そうした事態を回避するためにも、男性の家事・育児への参加が重要と考えられるようになっていきます。

もう一つは、企業経営へのプラスの効果です。仕事と育児の両立に向けた業務効率化やキャリア支援を行った企業では、人材確保、モチベーションの向上、業務の見える化によるコスト削減、リーダー・管理職の養成などにおいてプラスの効果が出ているとの指摘もなされています。

**図表2 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況**



（資料）厚生労働省「第14回21世紀成年人縦断調査（平成14年成年者）」、内閣府「2017年度少子化社会対策白書」第1-1-23図を基に日本総合研究所作成

（注）家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況。

## 取得促進に向けた政府の取り組み

政府も男性の育休取得促進に向けた様々な取り組みを行っています。2009年の育児・介護休業法の改正では、父母ともに育休を取得する場合の特例として、子どもが1歳2カ月になるまで取得可能期間が延長されました（パパ・ママ育休プラス）。2010年からは厚生労働省が「イクメンプロジェクト」を始動させ、同省のホームページで男性社員向けの「父親の仕事と育児両立読本」や、職場内研修で活用出来る動画、人事担当者や管理職向けの対応事例集などがダウンロード出来るようにしました。

2015年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、2020年に、男性の配偶者の出産直後（2カ月以内）の休暇取得率を80%にするという目標が設定されました。内閣府では「さんきゅうパパプロジェクト」を立ち上げ、社員や人事担当者に向けた「さんきゅうパパ準備BOOK」をウェブで配信しています。

2017年の育児・介護休業法改正では、育休を取得しづらい雰囲気にならぬよう、事業主に対し、個別に育児休業制度等を周知するとともに、配偶者出産休暇など、育児目的の休暇制度を設ける努力義務が規定されました。

一方、男性の仕事と育児の両立が進む欧州では、今年1月、欧州議会とEU理事会が、8歳未満の子のいる労働者に労働時間、勤務時間帯、勤務場所の変更を申し出る権利などを与える法案について合意するなど、さらに数歩先へ進もうとしています。わが国でも、政府の一段の取り組みと、企業および働く側の意識改革が期待されます。（池本）

## ■ 利用が拡大するわが国の在宅医療

診療所や病院ではなく居住場所で診療を受ける、いわゆる「在宅医療」の利用が拡大しています。そこで、以下では在宅医療の現状と利用拡大の背景、今後の課題を整理しました。

### 在宅医療の現状

在宅医療には、大きく次の3種類があります。①病気やケガなどにより通院が困難な在宅療養中の患者を対象に、その同意を得て、計画的な医学管理のもとに医師が月1～2回定期的に訪問して診察する「訪問診療」、②看護師や薬剤師が自宅に赴き、健康状態のチェックや栄養指導、服薬管理などを行うことで患者の健康維持を支援する「医師以外の訪問」、③急病や病状急変などの緊急時に、家族からの連絡に応じて医師が必要性を認めた場合に行われる「往診」、です。なお、在宅には、患者の自宅以外にも、医師の配置が義務付けられていない介護施設（有料老人ホームや特別養護老人ホームなど）も含まれます。

1日当たり患者数は、2005年の6.5万人から2017年には18.0万人と、12年間でほぼ3倍に増えています（図表）。内訳をみると、訪問診療が3.5万人から11.6万人、医師以外の訪問が0.6万人から2.0万人、往診が2.5万人から4.4万人と、主に訪問診療を中心に在宅医療の利用拡大が進んでいることがわかります。

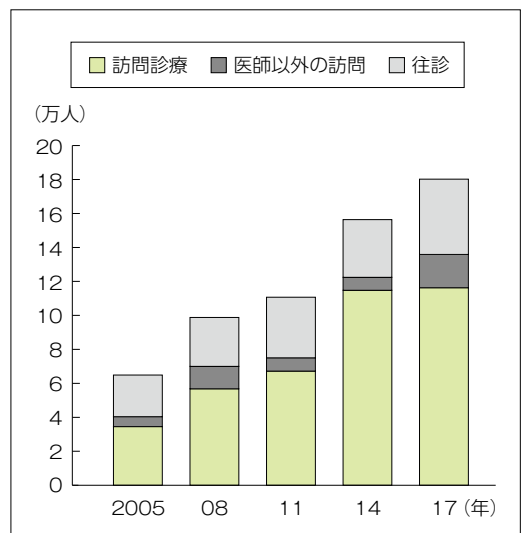
### 利用拡大の背景

在宅医療、とりわけ訪問診療の利用が増えている背景として、まず、需要サイドでは患者の高齢化が挙げられます。在宅医療を受ける患者の要件は、「在宅で

療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者」とされており、年齢制限はないものの、患者の具体的なイメージは、ほぼ寝たきり状態の者、高齢で筋力が低下して自力で医療機関に行くことが出来ない者、認知症があり通院に抵抗を示す者などであり、主に高齢者が該当するといえます。実際、1日当たり患者数18.0万人のうち、65歳以上は16.6万人（全体の92%）、75歳以上は14.9万人（83%）です。

また、入院が難しくなっていること、あるいはあえて入院を選択しない患者が増えていることも指摘されます。これまで、通院が困難な患者は基本的に入院による対応がなされてきましたが、医療費抑制に向けて入院日数の短縮が進むもと、医療の必要度が高くない患者の入院

図表 在宅医療を受けた患者数の推移



(資料) 厚生労働省「患者調査」

(注) 1. 1日当たり患者数。

2. 2011年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値。



は難しくなっています。また、住み慣れた環境での生活を続けたい、家族や知人との交流が自由であるなどの理由に加えて、入院より在宅の方が医療費を低く抑えることが出来るという経済的な理由により、あえて在宅医療を選択するケースも増えています。

一方、供給サイドの要因としては、2006年度の「在宅療養支援診療所（在支診）」の創設が指摘されます。在支診とは、24時間患者からの連絡を受け付け、必要に応じて他の診療所や病院との連携を図りつつ、往診や訪問看護を24時間提供するとともに、患者の緊急入院を受け入れる体制を確保している診療所です。病院でも、病床数が200未満、あるいは半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合、要件を満たせば「在宅療養支援病院（在支病）」として届け出ることが出来ます。

在支診と在支病については、在宅医療の普及促進の観点から相対的に手厚い報酬が設定されています。このためもあり、2015年の件数は在支診14,562、在支病1,074と、2006年の各々9,434、7から大きく増加しています（厚労省保険局調べ）。

加えて、2012年度には機能強化型の在支診・在支病が創設されました。在宅医療を担当する医師が3人以上おり、過去1年間の緊急往診や看取りの実績が一定以上の場合、より高い報酬が適用されます。複数の医師や医療機関が協力する、いわゆる「グループ診療」を通じて在宅医療の充実に取り組むことが医療機関に期待されているといえましょう。

さらに、2018年度からは「在宅医療・介護連携事業」が全ての市町村で始まり

ました。医療機関、訪問看護事業所、薬局、介護事業所など、関係機関の連携強化を通じて、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供に向けた取り組みが本格化しています。

## 今後の課題

今後一段と高齢化が進むもと、在宅医療に対するニーズの拡大は必至です。内閣府の試算によると、在宅医療の1日当たり利用者数は2025年度には最大29万人と、現在の1.6倍に増える見込みです。こうした需要増に対応出来る提供体制を整備することが最大の課題といえましょう。

一つは、在宅医療を担う医師の育成・確保です。在支診・在支病として登録するには24時間体制で患者と向き合うことが求められますが、とくに1施設当たり医師数が少ない診療所では労働時間の調整や連携先の確保をはじめ、克服すべき課題が多いといわれています。在支診の届け出が全診療所の13%にとどまっている背景には、診療所にとって24時間体制確保などの負担が大きい現状がうかがえます。

もう一つは、提供体制の効率化です。在宅医療の場合、患者を訪問するための移動時間があるので一人の医師が担当出来る患者数は限られます。

このようにみると、医療機関同士の連携強化や多職種間での協働推進、遠隔診療システムの活用などを通じて、24時間体制確保のハードルを下げると同時に、受け入れ患者のキャパシティを引き上げ、量・質両面から在宅医療の提供体制を整備していくことが必要といえましょう。（飛田）

## ■ 正念場を迎えた文政権の所得主導成長政策

2017年5月に発足した韓国の文在寅政権は、家計の所得増加を起点に好循環を生み出して経済成長を図る「所得主導成長」を最重要の経済政策としています。なかでも、2020年までに最低賃金を時給1万ウォン（約千円）に引き上げることが看板公約でした。実際、最低賃金は2018年に16.4%、2019年に10.9%と2年連続で2桁の引き上げが続き（図表1）。ところが、2020年は、前年比+2.9%と引き上げ幅を縮小する結果、最低賃金は8,590ウォンと大幅な公約未達に終わる見込みです。こうしたなか、韓国国内では文政権の経済政策に対して厳しい見方が強まりつつあります。

### 所得主導成長を目指す背景

文政権が所得主導成長を掲げた背景には、財閥企業を中心とした輸出主導の成長モデルでは、財閥ばかりに富が集中し、

雇用・所得環境が思うように改善しなかったことや、大企業と中小企業の賃金格差や高齢者の貧困に対して、国民が大きな不満を持っていたことが挙げられます。このため、低所得者層を中心に所得を大きく増加させる政策を唱えた文在寅氏が有権者の支持を得ました。

所得主導成長政策では、最低賃金の引き上げだけでなく、財政支出拡大による所得の下支えも行われています。具体的には、2022年までに非正規から正規への転換も含めて公共部門で81万人分の雇用を増やす計画を進めています。また、2018年9月と2019年4月に、所得下位層の高齢者に給付される基礎年金の支給額を2度にわたり引き上げました。加えて、2018年9月に0～5歳の児童を対象に児童手当の支給を開始し、2019年9月には対象年齢を6歳にまで拡大する予定です。さらに、失業手当の水準も、最低賃金と連動して大幅に引き上げられています。

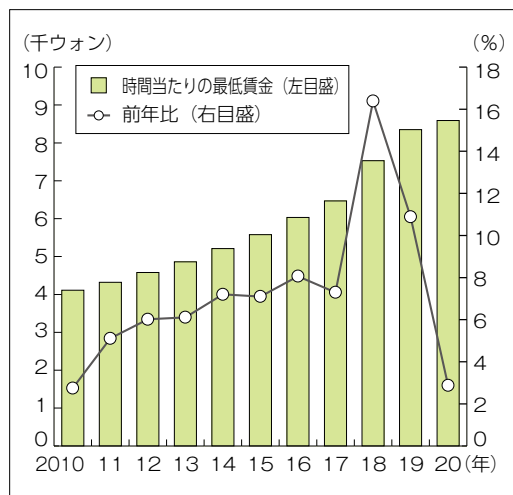
しかし、これらの財政支出の財源は、2018年に法人税率を22%から25%に引き上げることによって賄ったため、最低賃金の引き上げも含めて、結果的に家計へ分配する原資を全て企業が負担する構図となりました。

### 副作用の顕在化

このように、企業に重い負担を強いる政策を実施した結果、大きな副作用が顕在化しました（図表2）。

まず、製造業の韓国離れが進行しつつあります。近年多くの企業は、国境にとらわれることなく自社にとって有利な生

図表 1 最低賃金



(資料) 雇用労働部

産拠点を選択します。そのため製造業企業では、韓国の人件費や税務コストの増加を嫌い、生産拠点の海外移転が加速しました。実際、韓国製造業の対外直接投資は2018年以降急増しています。

次に挙げられるのが、小売・卸売業、宿泊・飲食業などの業種で雇用が縮小したことです。これらの業種は低賃金の労働力への依存度が高いため、最低賃金の引き上げの影響を強く受けました。人件費の増加に直面した小規模事業者は、アルバイトを解雇して自ら長時間労働をしたり、営業時間を短縮したりしたほか、廃業に追い込まれたケースも見受けられます。韓国では、会社勤めがかなわない人が小規模な小売業や飲食業を開業するケースが多く、自営業者が就業者の約4分の1も占めているだけに、彼らに窮状をもたらした最低賃金の引き上げは大きな反発を浴びることになりました。

このように、企業に負担を押し付けた

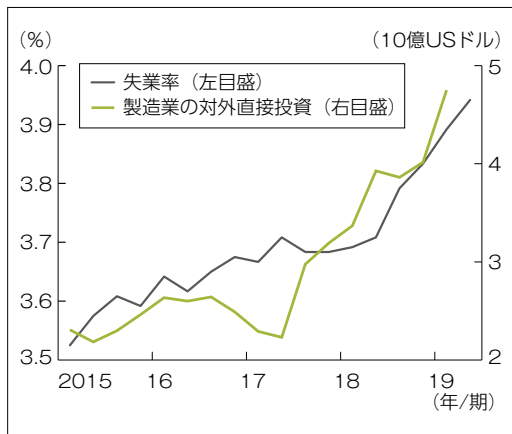
所得主導政策は、当初の狙いとは裏腹に、生産の減少と失業の増加を招く結果となったのです。

### 所得主導成長の旗は降ろさず

こうした副作用の顕在化を受けて、文政権は、最低賃金の引き上げペースを調整することを余儀なくされました。しかしながら、文政権はその政策理念ともいえる「所得主導成長」を撤回したわけではありません。今後は、公共部門の雇用拡大や低所得者向けの給付増加など、「バラマキ」的な財政支出拡大に力を入れることで、所得増加を追求していく構えです。こうした文政権の政策の軌道修正は、これまで健全な財政運営を維持してきた韓国の財政規律を失わせる可能性があります。韓国は、アジア通貨危機の反省もあって、リーマン・ショックなどの危機的的局面を除いて財政健全化を強く志向し、財政黒字を確保してきました。しかし、2019年1～5月期の財政収支は▲19兆ウォンの赤字（前年同期は9兆ウォンの黒字）となっています。やや長い目でみても、急速な高齢化が進み、ただでさえ財政支出の増大圧力が強まることが確実視される状況です。こうしたなか、適切な負担のあり方やそれをどのように前向きな循環に結びつけていくかについての議論を避けたまま、各種給付を拡充させていけば、韓国の財政赤字が加速度的に拡大し、各種市場の不安定化を招くリスクが高まります。文政権の所得主導成長政策は正念場を迎えているといえます。

（成瀬）

図表2 失業率と製造業の対外直接投資



(資料) 韓国統計局、韓国輸出入銀行  
(注) 後方4四半期移動平均。

# データ アイ 消費増税による消費行動の変化

**消費税率の引き上げが迫るなか、それによる消費行動の変化に関心が高まっています。**

今回の消費税率引き上げによる直接的な物価上昇効果は、消費者物価（CPI）総合ベースで+1.3%になるとみられます（図表1）。物価の上昇は、家計所得の目減りを通じて、消費にマイナスの影響を与えます。実際に、前回2014年の消費増税時には、消費は大きく落ち込みました。

もっとも、今回の消費増税時には、合わせて大規模な負担軽減策が実施されます。例えば、軽減税率の導入では、「酒類・外食を除

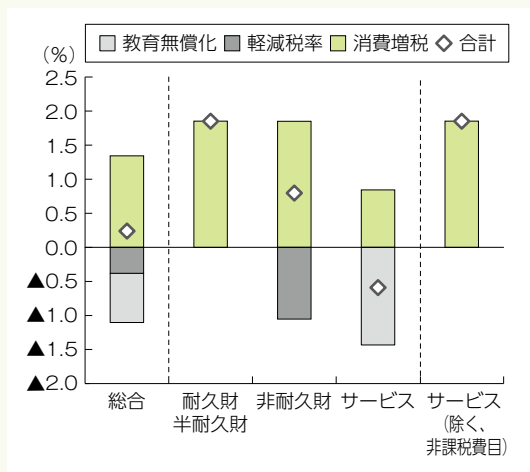
く飲食料品」と「定期購読契約を結んだ週2回以上発行の新聞」で消費税率が現行の8%に据え置かれます。また、教育無償化では、幼稚園・保育園などの利用料のほか、低所得世帯を中心に、高等教育機関の授業料も引き下げられます。これらの政策が物価押し下げに寄与する結果、税率引き上げと負担軽減策を合わせた最終的な影響は、CPI総合で+0.2%まで抑制されるとみられます。それにより、家計所得の目減りは大幅に緩和され、消費全体の下振れも小幅にとどまる見込みです。

**もっとも、消費行動を子細にみると、三つの特徴的な変化が表れそうです。**

1点目は、消費増税による需要の下振れ度合いが、品目によって異なってきます。この背景には、価格上昇に対する消費の反応度合いの違いがあります。例えば、食料品や医療費、サービスなどは必需品が多いため、価格が上昇しても消費が大きく減ることはありません。一方、家具や家電などの耐久財は不要不急な品目が大半であるため、家計の購買力が低下すると購入を先送りする動きが広がる可能性があります。

2点目は、軽減税率で消

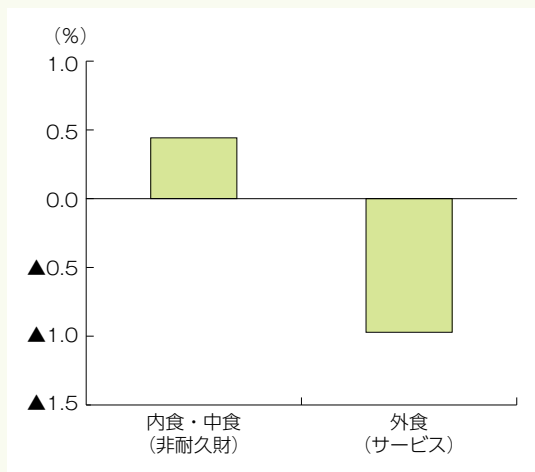
図表1 消費増税と負担軽減策が消費者物価に与える影響



(資料) 総務省「消費者物価指数」、「家計調査」、内閣府「幼児教育の無償化に係る参考資料」などを基に日本総合研究所作成

(注) 消費増税、各種対策効果が消費者物価にフル転嫁されると想定。

図表2 内食・中食価格が▲1%下落したときの消費支出の反応度合い



(資料) 総務省「消費者物価指数」、「家計調査」を基に日本総合研究所作成

(注) 二人以上勤労者世帯を用いた推計。推計期間は2005年1月～2019年5月。

費行動に変化が生じます。軽減税率の対象かどうかにより、価格上昇に差が生じる結果、家計はより割安な商品を買求めるようになるからです。顕著な例は、食生活の変化です。軽減税率が適用され、割安となる家庭での食事（内食）や持ち帰り品（中食）の支出増加が見込まれる一方、対象外となる外食は割高となり、支出を控える動きが強まるとみられます（図表2）。

3点目は、教育無償化によって、子育て世帯の支出が全般的に増加します。とくに、幼稚園や保育所の無償化は、対象となる子育て世帯で教育費負担を大幅に軽減させます。こうして浮いた余剰資金は、一部は貯

蓄に回されますが、多くの商品・サービスの消費を押し上げることとなります。とりわけ、選択的支出である耐久財やレジャーなどでは、支出増が期待出来ます。

消費形態ごとの動きをまとめると、消費増税後は、耐久財の需要に▲1.1%のマイナス影響が表れますが、サービスでは▲0.4%の下振れにとどまり、非耐久財では+0.1%と小幅上振れが見込まれるという結果になります（図表3）。

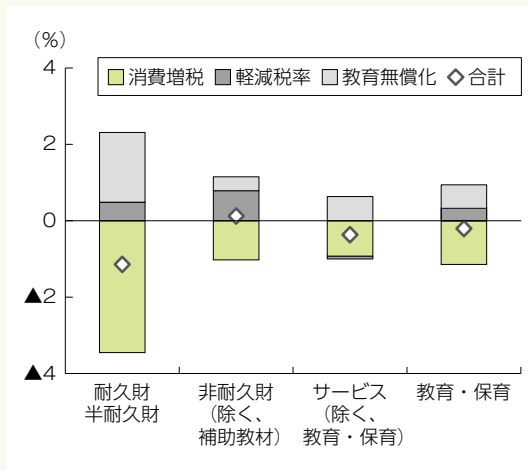
**企業としても、消費行動の変化に対応した柔軟な戦略が求められます。**

例えば、消費行動変化のプラス面に着目すると、二つの商機を指摘することが出来ます。1点目は、内食・

中食の充実です。外食産業でも、テイクアウト商品の販促を強化させることで、消費需要を取り込む工夫は有効とみられます。2点目は、未就学児を抱える世帯を対象とした販売戦略です。例えば、家事負担を軽減するロボット掃除機や食洗器など高機能家電のニーズが高まると考えられます。また、子ども向けのサービス支出としては、家族で楽しめる体験型レジャーや学習塾、習い事などの需要も盛り上がりすると予想されます（図表4）。

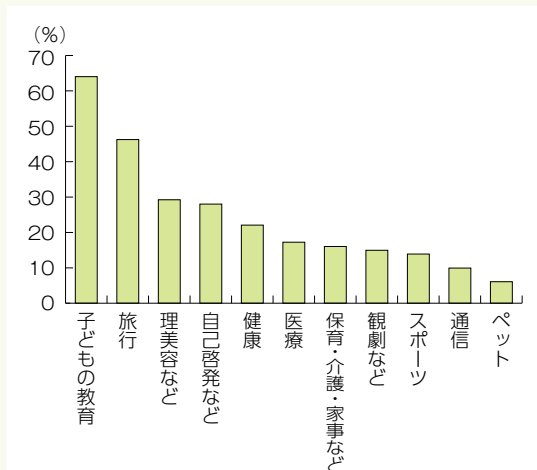
以上のように、消費増税後の支出抑制に備えるだけでなく、前向きな消費行動を捉えていくことも重要になります。（室元）

図表3 消費増税と負担軽減策が消費支出に与える影響



(資料) 総務省「消費者物価指数」、「家計調査」などを基に日本総合研究所作成  
(注) 推計方法は図表2と同じ。

図表4 子育て世帯のサービス支出意欲



(資料) 消費者庁「平成28年度消費者意識基本調査」を基に日本総合研究所作成  
(注) 1. 2016年時点。サービス支出に関連する項目のみ抜粋。  
2. 同居人の最少年齢0～4歳世帯の「今後お金をかけたい、今後もお金をかけたい」に対する回答割合。

# KEY INDICATORS

(2019年8月15日現在)

## ● 日 本 ●

(%)

	2018年度	2019年		2019年			
		1～3	4～6	4月	5月	6月	7月
鉱工業生産指数	(0.3)	〈▲2.5〉 (▲1.7)	〈0.6〉 (▲2.3)	〈0.6〉 (▲1.1)	〈2.0〉 (▲2.1)	〈▲3.3〉 (▲3.8)	
鉱工業出荷指数	(0.2)	〈▲2.1〉 (▲1.6)	〈1.0〉 (▲2.7)	〈1.8〉 (▲1.4)	〈1.3〉 (▲1.8)	〈▲4.0〉 (▲4.9)	
鉱工業在庫指数 (末)	(0.2)	〈0.9〉 (0.2)	〈0.9〉 (3.0)	〈0.0〉 (1.2)	〈0.5〉 (1.5)	〈0.4〉 (3.0)	
生産者製品在庫率指数	(3.0)	〈0.3〉 (1.8)	〈0.9〉 (4.4)	〈▲2.4〉 (2.0)	〈1.7〉 (4.5)	〈3.2〉 (6.6)	
稼働率指数 (2015年=100)	102.5	100.5	102.4	102.2	103.9	101.2	
第3次産業活動指数	(1.1)	〈0.0〉 (1.0)	〈0.3〉 (0.8)	〈0.8〉 (1.3)	〈0.0〉 (0.6)	〈▲0.1〉 (0.6)	
全産業活動指数 (除く農林水産業)	(0.8)	〈▲0.5〉 (0.3)		〈0.8〉 (0.7)	〈0.3〉 (0.0)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(2.8)	〈▲3.2〉 (▲2.5)	〈7.5〉 (4.1)	〈5.2〉 (2.5)	〈▲7.8〉 (▲3.7)	〈13.9〉 (12.5)	
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(14.5) (1.1)	(52.6) (5.9)	(▲10.5) (4.2)	(▲8.5) (2.5)	(▲20.8) (10.5)	(▲4.7) (1.0)	(28.5)
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	95.3 (0.7)	94.2 (5.2)	91.8 (▲4.7)	93.1 (▲5.7)	90.0 (▲8.7)	92.2 (0.3)	
百貨店売上高 全国 チェーンストア売上高 東京	(▲0.9) (0.4)	(▲0.9) (▲1.0)	(▲0.9) (▲1.2)	(▲1.1) (▲0.8)	(▲0.8) (▲1.6)	(▲0.9) (▲1.3)	
完全失業率 有効求人倍率	2.4 1.62	2.5 1.63	2.4 1.62	2.4 1.63	2.4 1.62	2.3 1.61	
現金給与総額 (5人以上) 所定外労働時間 (//) 常用雇用 (//)	(0.9) (▲1.6) (1.2)	(▲0.8) (▲2.1) (2.0)	(▲0.1) (▲2.4) (1.7)	(▲0.3) (▲1.8) (1.8)	(▲0.5) (▲2.9) (1.6)	(0.4) (▲2.7) (1.8)	
M2 (平残) 広義流動性 (平残)	(2.7) (1.9)	(2.3) (1.7)	(2.5) (1.8)	(2.5) (2.0)	(2.6) (1.8)	(2.3) (1.7)	(2.4) (1.9)
経常収支 (兆円) 前年差	19.24 ▲2.93	5.95 0.02	4.51 ▲0.48	1.71 ▲0.18	1.59 ▲0.30	1.21 ▲0.00	
貿易収支 (兆円) 前年差	0.70 ▲3.84	0.21 ▲0.50	0.01 ▲1.06	▲0.10 ▲0.66	▲0.65 ▲0.34	0.76 ▲0.06	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.9)	(0.8)	(0.6)	

(%)

	2018年度	2018年				2019年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
業況判断DI 大企業・製造 非製造		24 23	21 24	19 22	19 24	12 21	7 23
中小企業・製造 非製造		15 10	14 8	14 10	14 11	6 12	▲1 10
売上高 (法人企業統計) 経常利益		(3.2) (0.2)	(5.1) (17.9)	(6.0) (2.2)	(3.7) (▲7.0)	(3.0) (10.3)	
実質GDP (2011年連鎖価格)	(0.7)	〈▲0.1〉 (1.3)	〈0.4〉 (1.5)	〈▲0.5〉 (0.1)	〈0.4〉 (0.3)	〈0.7〉 (1.0)	〈0.4〉 (1.2)
名目GDP	(0.5)	〈▲0.1〉 (1.8)	〈0.2〉 (1.4)	〈▲0.4〉 (▲0.3)	〈0.4〉 (▲0.0)	〈1.0〉 (1.1)	〈0.4〉 (1.6)

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、( )内は前年(同期(月))比。

## ● 米 国 ●

	2018年	2018年		2019年		2019年	
		10～12	1～3	4～6	5月	6月	7月
鉱工業生産	(3.9)	(1.0) (4.0)	(▲0.5) (2.9)	(▲0.5) (1.2)	(0.2) (1.7)	(0.2) (1.1)	(▲0.2) (0.5)
設備稼働率	78.7	79.4	78.6	77.8	77.8	77.8	77.5
小売売上高	(4.8)	(0.3) (3.4)	(0.3) (2.8)	(1.9) (3.4)	(0.5) (3.0)	(0.3) (3.3)	(0.7) (3.4)
失業率 (除く軍人、%)	3.9	3.8	3.9	3.6	3.6	3.7	3.7
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	2,453	649	617	443	62	193	164
消費者物価指数	(2.4)	(0.4) (2.2)	(0.2) (1.6)	(0.7) (1.8)	(0.1) (1.8)	(0.1) (1.6)	(0.3) (1.8)

	2018年	2018年				2019年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(2.9)	{2.6} (2.9)	{3.5} (3.2)	{2.9} (3.1)	{1.1} (2.5)	{3.1} (2.7)	{2.1} (2.3)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比	▲4,910 ▲2.4	▲4,560 ▲2.3	▲4,292 ▲2.1	▲5,030 ▲2.4	▲5,757 ▲2.8	▲5,216 ▲2.5	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、〈 〉内は季節調整済み前期比、  
( ) 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

## ● アジア ●

### 実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2017年	3.2	3.1	3.8	3.7	4.0	5.7	5.1	6.7	6.8
2018年	2.7	2.6	3.0	3.1	4.1	4.7	5.2	6.2	6.6
2018年1～3月	2.8	3.2	4.6	4.6	5.0	5.3	5.1	6.5	6.8
4～6月	2.9	3.3	3.6	4.2	4.7	4.5	5.3	6.2	6.7
7～9月	2.1	2.4	2.8	2.6	3.2	4.4	5.2	6.0	6.5
10～12月	2.9	1.8	1.2	1.3	3.6	4.7	5.2	6.3	6.4
2019年1～3月	1.7	1.7	0.6	1.1	2.8	4.5	5.1	5.6	6.4
4～6月	2.1	2.4		0.1			5.0	5.5	6.2

### 貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2017年	95,216	57,983	▲61,886	45,564	15,116	22,984	11,843	▲27,380	419,552
2018年	69,657	49,576	▲71,726	41,255	4,756	29,913	▲8,634	▲43,533	350,947
2018年5月	6,229	4,420	▲5,510	4,086	1,427	2,050	▲1,465	▲3,880	23,415
6月	6,079	5,239	▲6,899	3,442	1,785	1,501	1,674	▲3,553	40,905
7月	6,893	2,308	▲6,003	2,446	▲414	2,057	▲2,007	▲4,016	27,488
8月	6,820	4,612	▲6,644	4,856	▲437	394	▲944	▲3,599	26,297
9月	9,617	4,367	▲6,089	3,217	713	3,681	314	▲4,024	30,263
10月	6,380	3,388	▲5,677	3,285	▲165	3,924	▲1,773	▲4,415	32,974
11月	4,671	4,667	▲5,744	2,608	▲938	1,875	▲1,996	▲4,074	41,859
12月	4,182	4,669	▲6,554	676	1,303	2,561	▲1,032	▲4,170	56,800
2019年1月	1,100	907	▲1,313	2,195	▲4,032	2,797	▲1,064	▲3,920	39,140
2月	2,955	4,934	▲6,223	2,786	4,034	2,713	330	▲2,744	3,270
3月	5,070	3,085	▲7,547	2,869	2,005	3,528	671	▲3,100	31,960
4月	3,838	2,655	▲4,473	2,172	▲1,457	2,628	▲2,286	▲3,469	13,550
5月	2,102	4,483	▲4,423	2,910	182	2,178	219	▲3,298	41,730
6月	3,973	3,871	▲7,052	1,755	3,212	2,467	196	▲2,473	50,970
7月	2,403	3,568							45,050



マンスリー・レビュー 2019年9月号

発行日 2019年9月1日  
発行 株式会社 三井住友銀行  
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部 TEL (03)6833-1655